

議案第65号

財産の無償貸付けについて

上記の議案を提出する。

平成26年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

財産の無償貸付けについて

下記のとおり土地及び建物を無償で貸し付ける。

記

- 1 土地の概要 所在 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町字岩櫃山4399番外
4筆
地目 山林及び畑
面積 185,147.21㎡
- 2 建物の概要 所在 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町字岩櫃山4399番地
構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建外
面積 6,964.69㎡
- 3 貸付けの条件 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に定めるホテル
営業又は旅館営業の用に供し、客室の3分の1以上について
杉並区民のため優先的に利用させること。
- 4 貸付けの相手方 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207番地
株式会社 フォレスト
代表取締役 石田 浩二
- 5 貸付期間 平成27年4月1日から起算して3年間とする。ただし、区
又は貸付けの相手方が貸付期間の満了の日の6月前までに更新
をしない旨の通知を行わない場合は、更に3年間更新されるも
のとし、その後の期間満了についても同様とする。

(提案理由)

旧すぎなみ自然村の土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条

第1項第6号の規定に基づき、この議案を提出する。